

7. 償却費の計算 (法令58、耐 令)	平成19年4月1日以後取得分	平成19年3月31日以前取得分
	<p>1 定額法による場合 〔(取得価額) × 耐用年数に 応ずる定額法の償却率〕 × $\frac{\text{事業の用に供した当期の月数}}{12}$</p> <p>2 定率法による場合 $\left(\frac{\text{取得前期までの}}{\text{価額 償却累計}} \right) \times \left\{ \frac{1}{\text{耐用年数}} \right\}$ × 2.5 $\left(\frac{\text{その耐用年数に対応す}}{\text{る耐令〔別表1〕に定}} \right)$ $\left(\frac{\text{める定率法の償却率}}{\text{}} \right)$ × $\frac{\text{事業の用に供した当期の月数}}{\text{その事業年度の月数}}$ ※ 上部算式で計算した減価償却 費が〔取得価額×保証率(別表 ハ参考)〕を下廻るときは、その 事業年度から均等償却をします。</p> <p>3 リース期間定額法(法令49 の2) 「売買として1定額法2定 率法等を適用するか」「旧 リース期間定額法」と選択 適用します。</p>	<p>1 旧定額法による場合 〔(取得価額-残存価額) × 耐用年数に応ずる定額法の 償却率〕 × $\frac{\text{事業の用に供した当期の月数}}{12}$</p> <p>2 旧定率法による場合 $\left(\frac{\text{取得前期までの}}{\text{価額 償却累計}} \right) \times \left\{ \frac{\text{耐用}}{\text{年数}} \right\}$ × $\frac{12}{\text{その事業年度の月数}} \left(\frac{\text{その数に対応する耐用}}{\text{年数等省令別表1に定}} \right)$ $\left(\frac{\text{める定率法の償却率}}{\text{}} \right)$ × $\frac{\text{事業の用に供した当期の月数}}{\text{その事業年度の月数}}$ (注) 当期の月数の1か月未満 の月数は切上げます。</p> <p>3 旧国外リース期間定額法 (国外リース資産の取得価 額-見積残存価額^{※1}) $\left(\frac{\text{当該事業年度における国外リース資産の}}{\text{賃貸借期間の月数}} \right)$ × $\frac{\text{}}{\text{(国外リース資産の賃貸借の期間の月数)}}$ ※1 見積残存価額⇒国外リース 資産をその賃貸借の終了の 時において譲渡するとした 場合に見込まれる譲渡対価 の額相当額(処分見込価額) ⇒参考 法基通7-6-15</p>
8. 残存価額と償 却可能限度額 (耐令5) (法令61)	平成19年4月1日以後取得分	平成19年3月31日以前取得分
	<p>1 残存価額 (1) 有形減価償却資産(坑道、 牛馬及び果樹等を除きます) 0 (2) 無形減価償却資産 0 (3) 坑道、鉱業権 0 (4) 牛馬、果樹等 5~50% (牛馬は最高10万円まで)</p> <p>2 償却可能限度額 ・右欄の(1)(2)は坑道、牛馬及 び果樹等を除きいずれも廃 止されました。</p> <p>※ 償却可能限度額に達している資産は5年間で残存価額1円まで償却する ことができます。</p>	<p>1 残存価額 (1) 有形減価償却資産(坑道、 牛馬及び果樹等を除きます) 取得価額×10% (2) 無形減価償却資産 0 (3) 坑道、鉱業権 0 (4) 牛馬、果樹等 0~50% (牛馬は最高10万円まで)</p> <p>2 償却可能限度額 (1) 有形減価償却資産(坑道、 牛馬及び果樹等を除きます) 取得価額×95% (2) その他残存価額まで</p>

ハ

七